平成２３年（フ）第３２６号
名古屋市港区遠若町２丁目７番地　センダン港427号
債務者　中井　貞男
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８５号
名古屋市港区秋葉１丁目130番地の３　市営西茶屋荘12棟705号
債務者　中田　修一
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３号
和歌山県東牟婁郡串本町江田613番地
債務者　濵田　一史
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第９２号
長崎県長崎市富士見町11番22―103号
債務者　元田千登勢
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
長崎県長崎市滑石１丁目10番10号　北村ビル３階
債務者　鶴巻　雪安
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
群馬県沼田市上原町1725番地１　ゆうハイツ６号
債務者　森田由紀江
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目29番50号
債務者　西間木美子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２５号
栃木県宇都宮市陽南４丁目11番６号　陽南コーポ２―203号室、前住所栃木県宇都宮市江曽島本町23番26号　レジデンスＴＯＹＯＵＫＥ江曽島305号室
債務者　黒子　浩道
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２６号
東京都昭島市中神町1260
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
栃木県宇都宮市下岡本町1994番地２　コーポうえだＡ301
債務者　大川　　実
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１８号
栃木県那須塩原市東大和町２番４号　あやめ荘３号、前住所茨城県常陸大宮市山方200番地
債務者　金子　せえ
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３０号
栃木県鹿沼市東町２丁目４番31号、住民票上の住所栃木県鹿沼市玉田町585番地
債務者　小山　信一
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８０号
住居所不明、最後の住所神奈川県海老名市今里３丁目16番10号
債務者　アユステミランダ美知子（旧姓三竹）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９７号
横浜市都筑区川和町2573番地３　ドルフ城所Ⅰ―102号
債務者　外舘　　梓
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３７号
横浜市中区千代崎町４丁目98番地６　ノガサンハイツ201号室
債務者　賀数　優子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５１号
横浜市港北区篠原町1351番地　桔梗荘Ｂ―５
債務者　佐藤　武男
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部